平成２９年（フ）第３９４９号
大阪府守口市大久保町５丁目71番７号、前住所大阪府守口市大久保町４丁目34番４号
債務者　田代　克也
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５０号
大阪府守口市大久保町５丁目71番７号、前住所大阪府守口市大久保町４丁目34番４号
債務者　田代　光栄
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９３号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番35号こがねグランドハイツ602号
債務者　豊田　裕則
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８号
青森県八戸市大字新井田字林ノ上１番地23
債務者　袖平　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
茨城県日立市会瀬町２丁目15番５―302号
債務者　金子　泰久
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９１号
茨城県日立市田尻町２丁目45番22―202号
債務者　中野　憂子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９４号
茨城県日立市高鈴町２丁目５番５号
債務者　廣瀬　健二
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９５号
茨城県日立市多賀町４丁目６番２―402号
債務者　佐伯　良太
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９６号
茨城県日立市滑川町３丁目９番４―306号
債務者　黒田　陽子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１５１号
長野市大字上駒沢133番地２　駒沢新町団地Ｃ―315
債務者　森山　　勲
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
岐阜県本巣郡北方町柱本２丁目29番地の５、前住所岐阜県本巣郡北方町柱本南１丁目238番地　キャンサー＆パイシーズＢ202号
債務者　松岡遼太郎
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１７１号
静岡県富士宮市大岩４番地の１　サニーコートＣ101
債務者　渡邉美紀子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４２号
愛知県北名古屋市熊之庄十二社118番地　メゾン十二社202号
債務者　永瀬　　恵
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９９号
名古屋市瑞穂区豊岡通３丁目36番地の１　アーバンドエル豊岡101号、従前の住所名古屋市緑区桃山４丁目201番地　ももやま荘305号
債務者　平田　信幸
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０６号
神戸市灘区鳥帽子町３丁目１番16号　橋本マンション305、従前の住所神戸市中央区日暮通２丁目１番17号
債務者　近藤富士子こと　崔　　栄順
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１号
北海道小樽市桜２丁目12番４号
債務者　橋　恵美子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１０１号
宮城県大崎市古川字上古川330番地１　ネイビーコートＣ棟
債務者　鎌田　重信
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係